

土砂災害

土砂災害

土砂災害は、がけ崩れ・地すべり・土石流といった自然現象で地震や雨により発生しやすくなります。

区域の指定

土砂災害は毎年のように全国各地で発生しており、私たちの暮らしに大きな影響を与えています。また、近年線状降水帯などの発生により大雨が降り続き、大規模な土砂災害が発生しています。そのような全ての危険箇所を対策工事により安全な状態にしていくには、膨大な時間と費用が必要であり、土砂災害防止工事などのハード対策と併せて、危険性のある区域を明らかにし、その中で警戒避難体制の整備や危険箇所への新規住宅などの立地抑制など、ソフト対策を充実させていくことが大切です。

県では土砂災害防止法に基づいて地形などの調査を実施し、信濃町内で土砂災害の恐れがある区域を「土砂災害警戒区域：イエローゾーン」と「土砂災害特別警戒区域：レッドゾーン」に指定し、注意を呼びかけています。防災マップで自宅の土砂災害の危険度を把握しましょう。

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

◎急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）

- ・傾斜度が30度以上で、高さが5m以上の区域
- ・急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ・急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍の区域（最長50m）

◎地すべり

- ・地すべり区域（地すべりしている区域または地すべりする恐れがある区域）
- ・地すべり区域の下端から地盤ごと動き出す区域の長さに対応する距離（最長250m）の区域

◎土石流

土石流の発生の恐れがある渓流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域



警戒避難体制の整備

町では土砂災害から生命や身体を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備を図ります。

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

土砂災害警戒区域のうち、建築物が損壊し住民に著しい危害が生じる恐れがある区域

◎特定の開発行為に対する許可制

住宅用地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可

【都道府県】

◎建築物の構造規制

居室を有する建築物は、土砂災害の衝撃に対して建築物の構造が安全であるかどうか、建築確認がされます。

【建築主事を置く地方公共団体等】

◎建築物の移転勧告

土砂災害により建築物が損壊し、住民の生命や身体に著しい危害が生じる恐れのある建築物の所有者に対し、移転などの勧告が図られます。

【都道府県】

少しでも異常を感じたら、すぐに避難しましょう。

土砂災害から身を守るために

がけ崩れや土石流などの土砂災害は、すさまじい破壊力をもつ土砂が一刻にして多くの人命や住宅などの財産を奪ってしまう恐ろしい災害です。土砂災害から身を守るためには、私たち一人一人が土砂災害に対して日頃から備えておくことが重要です。土砂災害から身を守るために最低知っておきたい3つのポイントです。

1 住んでいる場所が「土砂災害危険箇所」かどうか確認

普段から自分の家が土砂災害危険箇所にあるかどうか、防災マップなどで確認しましょう。

2 雨が降り出したら土砂災害警戒警報などの気象情報に注意

雨や台風は地震災害等とは違い、事前にある程度予測することができます。空の様子や気象情報等に注意し、土砂災害に備えましょう。

3 早めの避難

土砂災害危険箇所やその付近にお住まいの方は、気象情報等に注意し、早めに近くの避難所など、安全な場所に避難することが重要です。

土砂災害の種類

【急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）】

がけ崩れは、急な斜面が大雨や長雨によって緩み、突然崩れ落ちる現象で、避難が遅れがちになります。



■前兆現象

- がけから水が湧きだす。
- がけに亀裂が入る。
- 小石がバラバラと落ちてくる。

【土石流】

土石流は、谷や渓流から、土砂や石、木を含んだ濁流が一気に下流へ押し流される現象です。速度が速く大きな破壊力を持っています。



■前兆現象

- 山鳴りがする。
- 雨が降り続けているのに、川の水位が下がる。
- 川の流れが濁ったり、流木が混ざり始める。

【地すべり】

地すべりは、広い範囲の地盤がゆっくりと動き出す現象です。速度は緩やかですが、発生すると大きな被害をもたらします。



■前兆現象

- 地面がひび割れたり陥没する。
- 沢や井戸の水が濁る。
- 斜面から水がふき出す。

早めの避難と日頃の備え

日頃から地域を知り、早めの避難を心がけることが、命を守ることに繋がります。安全な避難場所・指定避難場所の確認や安全な避難路の確保など、いざという時に備えましょう。

※避難する時の注意点はP.29を参照。